

宜基渉第23号
令和6年4月15日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

宜野湾市長 松川 正則

普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還及び速やかな運用停止の実現並びに基地跡地利用の推進について（要請）

貴職におかれましては、本市はもとより沖縄県における基地問題解決に向け、ご尽力されていることに敬意を表します。

本市における過重な基地負担は、普天間飛行場の全面返還合意から28年が経過した今なお解消されておらず、昨年度は316件もの苦情が本市に寄せられており、夜間のエンジン調整音をはじめとした騒音被害など同飛行場に対する市民からの切実な声が日々届いております。

特に、令和5年11月29日に発生した鹿児島県屋久島沖のCV-22 オスプレイ墜落事故を受け運用停止措置が講じられていた同飛行場所属のMV-22 オスプレイが、米軍や政府から詳細な事故原因が示されないまま令和6年3月14日に運用再開されたことで、市民の不安は増幅しております。

また、依然として、同飛行場周辺の湧水等において、環境省が定めたPFASの暫定指針値を超過している地点が確認されており、この点についても市民の不安が無くなることはありません。

一方で、令和6年1月10日より普天間飛行場代替施設建設の埋め立て工事が再開されました。2013年の統合計画では、普天間飛行場の返還時期について、2022年度又はその後と示される中、未だ返還期日は確定しておりませんが、同飛行場の閉鎖・返還に向けた動きが加速するものと考えられることから、跡地利用に関する取り組みを具体化させていくことは急務であります。

つきましては、市民の生命・財産を守り、未来あるまちづくりを進める宜野湾市長として、下記のとおり強く要請いたします。

記

- 一、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還に向け、普天間飛行場代替施設の提供手続の完了までの期間短縮を図るとともに、早期に返還期日を確定すること。また、同飛行場に関する諸問題について、普天間飛行場負担軽減推進会議及び同作業部会で定期的に協議を行うこと。

- 一. 普天間飛行場返還までの間の危険性除去及び基地負担軽減のため、日米両政府で合意されている「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」の厳格な遵守、市民生活に甚大な影響を及ぼすジェット戦闘機をはじめとする外来機の飛来禁止、飲酒運転や傷害事件を繰り返す米軍人・軍属等の綱紀粛正及び事件・事故の再発防止の取り組みを米側へ強く申し入れること。
- 一. 令和5年11月29日に発生した鹿児島県屋久島沖のCV-22 オスプレイ墜落事故について、早期に事故原因の詳細を明らかにするとともに、普天間飛行場所属のMV-22 オスプレイ 12機程度の県外拠点配備をはじめとする同飛行場所属機の県外配備の実現や米軍再編に係る訓練移転の促進を米側へ強く申し入れること。
- 一. 普天間飛行場の跡地利用について、返還前に、市の公共用地の先行取得費用として150億円規模、返還後は、民間を含む大規模跡地開発費用として5,000億円規模の所要額が見込まれており、財源不足によって開発等が滞ることのないよう国主導による積極的な財政支援に取り組むこと。
- 一. 普天間飛行場返還前の早い段階から、鉄軌道や主要幹線道路、100ha以上の大規模公園の国営公園としての整備を国家プロジェクトとして推進すること。これらを確実に推進するため、同飛行場内に残る沖縄固有の歴史特性等に関する立ち入り調査ができるよう、国として十分な支援を行うこと。
- 一. 普天間飛行場の跡地に、アジア太平洋の平和の架け橋として、人々が自由に集い、交流し、多様な文化がつながる「21世紀の万国津梁」の舞台を創造するため、その役割を担う若い世代の人材育成の取組み（TOFUプログラム等）を強力に推進すること。
- 一. 普天間飛行場周辺において、高濃度のPFASが検出されている状況に鑑み、同飛行場におけるPFASに関する立ち入り調査を実現すること。